

共働きなど、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う児童福祉施設

保育認定（２・３号）

保育園

0～5歳



利用できる園

○年齢は全てクラス年齢です

○対象年齢であっても、園によっては受入をしていない年齢があります

幼児期の学校教育と保育を一体的に行う、幼稚園と保育園の機能をあわせもつ園

○幼稚園機能

教育認定（１号）※１

対象年齢：３～５歳

○保育園機能

保育認定（２・３号）

対象年齢：０～５歳

認定こども園

0～5歳

千葉市内の認定こども園には４つの類型があります

幼保連携型

・学校かつ児童福祉施設である単一の施設として認可された認定こども園

幼稚園型

・幼稚園が保育所機能を備えた認定こども園

保育所型

・保育所が幼稚園機能を備えた認定こども園

地方裁量型

・保育機能を有する施設が幼稚園の機能を備えた認定こども園

※１ １号認定の申込み及び教育内容、実費費用等の詳細は直接園にお問い合わせください。ただし、市立の認定こども園である「千城台東認定こども園」及び「幸認定こども園」の申込みについては、各園のある各区こども家庭課にてご案内いたします。

０～２歳の子どもを預かる事業
（産休明け保育は行っておりません）

保育認定（３号）

地域型保育事業

0～2歳

千葉市内の地域型保育事業には３つの事業があります

小規模保育事業

・０～２歳の子どもを対象に定員が６人～１９人の小規模な施設で保育を行う事業

家庭的保育事業

・０～２歳の子どもを対象に資格を所有する家庭的保育員の自宅等で家庭的な雰囲気の中、少人数の保育を行う事業

事業所内保育事業

・０～２歳の、事業所従業員の子ども（※２）と地域の子ども（地域枠）と一緒に保育を行う事業

※２ 従業員の子どもをお預かりする定員は各事業所が別に設定しております。詳細は事業所へ直接お問い合わせください。

保育園・認定こども園等一覧（保育認定）

- 保育園・認定こども園（保育認定）等を選ぶにあたり、必ずご一読ください。
- 認定こども園の日中の教育時間帯利用（教育認定）の詳細につきましては直接園にご確認ください。
- 内容は、作成日現在のものです。その後に変更される場合がありますのでご了承ください。
- 各項目の詳細につきましては必ず事前に各園にご確認ください。
- 事前に見学をし、園周辺の状況や送迎にかかる時間等を実際にご確認ください。



1 園（事業）ごとの保育内容

教育・保育を提供する園として「保育園」、「認定こども園」、「地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）」があり、各園の設置者は異なりますが基本的な保育内容は同じです。ただし、各園において、様々な工夫をしておりますので、全く同じではありません。事前に見学するなどし、特色を比較した上で広くご検討ください。

2 利用時間

利用できる時間帯は各園によって異なります。また、保育の必要量に応じた認定区分によっても利用時間が異なります（標準時間認定：最長11時間／短時間認定：最長8時間）。認定の詳細につきましては「保育園・認定こども園等利用（保育認定）のご案内」をご覧ください。

3 給食

1. 提供方法

- 「自園調理」 … 園内で調理した給食を提供します
- 「外部搬入」 … 外部で調理した給食を搬入して提供します
- 「連携施設より搬入」 … 連携している他の園で調理した給食を搬入して提供します

2. 給食におけるアレルギー対応

各園において、可能な限り除去食を用意する等の対応をしますが、全てに対応することは困難であり、お子さんの症状によって各園での対応可能な範囲が異なります。食事制限がある場合は、程度に関わらず、事前に各園に相談した上でご検討ください。

4 園庭

園庭がない園では、近隣の公園を代用します。なお、市の認可基準を満たす園庭がなくても、園によっては園児が水浴び等できる程度のスペースがある場合もございます。事前に見学や各園に直接お問い合わせするなど広くご検討ください。

5 送迎用駐車場



利用する際のルールについては各園に直接お問い合わせください。（駐車時間の制限、他施設の駐車場利用可否等）

また、近隣住民や通行車両、歩行者等への迷惑のないよう、法律で定められた交通ルール・マナーを守って駐車を行ってください。

6 実費費用 ※認定こども園1号については園へ直接お問い合わせください

保育園・認定こども園等の利用にあたっては、保育料・延長保育料以外にも費用負担が生じる場合があります。（保育料・延長保育料の詳細については「保育園・認定こども園等利用（保育認定）のご案内」をご覧ください。）各園における概要は一覧のとおりですが、その他各園によっては実費の範囲で費用徴収する場合があります。詳細は必ず事前に各園にご確認ください。

なお、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、それまで3歳児から5歳児の保育料に含まれていた副食費（おかず・おやつ・牛乳代など）について、別途お支払いいただくことになりました。金額や支払い方法については、各園で異なりますので各園にお問い合わせください。

主 食



※3～5歳児対象

- ・「提供」の場合であっても家庭から持参していただくことも可能です。
- ・0～2歳児は保育料に含まれているため費用徴収はありません。
- ・「提供」や地域型保育事業、0～2歳児であっても、遠足等で持参をお願いする場合があります。

制服 スモック 体操服



- ・「指定」の場合であっても、必ず園から購入しなければならないものではありません。同様のものを用意することで対応可能な場合もあります。

特定負担



※認定こども園対象

- ・教育・保育の質の向上を図る目的で、各園が独自に保育料に加えて負担を求めるものです。（例：特色ある教育・保育を提供するための専任講師や教材に係る経費、施設・設備の充実に係る経費 等）

その他



- ・副食費
- ・遠足にかかる費用
- ・カラー帽子
- ・卒園・卒業アルバム
- ・写真 など

入所申請についての問い合わせ先

中央保健福祉センター こども家庭課

〒260-8511
中央区中央4-5-1
☎043 (221) 2149

花見川保健福祉センター こども家庭課

〒262-8510
花見川区瑞穂1-1
☎043 (275) 6421

稲毛保健福祉センター こども家庭課

〒263-8550
稲毛区穴川4-12-4
☎043 (284) 6137

若葉保健福祉センター こども家庭課

〒264-8550
若葉区貝塚2-19-1
☎043 (233) 8186

緑保健福祉センター こども家庭課

〒266-8550
緑区鎌取町226-1
☎043 (292) 8137

美浜保健福祉センター こども家庭課

〒261-8581
美浜区真砂5-15-2
☎043 (270) 3150